参考資料１－１

三田市情報公開条例（抜粋）

第１条（目的）

この条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を尊重し、かつ、本市の行う諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって市民の市政への積極的な参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

第 30 条（会議の公開）

実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りではない。

⑴ 第７条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

⑵ 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障を生ずると認められる場合

参考資料1-2

附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三田市情報公開条例（平成１５年三田市条例第２号。以下「条例」という。）第３０条に規定する附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（附属機関等一覧）

第２条　附属機関等の庶務を担当する課等（以下「所管課」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の設置情報を作成し、公表するとともに、会議公開担当課に報告しなければならない。

(1) 名称

(2) 所掌事務

(3) 設置根拠

(4) 設置の年月日

(5) 所管課の名称

(6) その他必要な事項

２　前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

３　附属機関等に廃止、統合その他の変更が生じたときは、所管課（統合された場合にあっては、統合後の附属機関等の所管課）は、速やかに、変更後の附属機関等の設置情報を作成し、会議公開担当課に報告しなければならない。

（会議開催の事前公表）

第３条　所管課は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の開催予定情報（以下「会議開催予定情報」という。）を当該会議の開催日の２週間前までに作成し、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催の日時及び場所

(3) 議題

(4) 公開・非公開の区分

(5) 傍聴者の定員及び傍聴の手続等（会議を公開する場合に限る。）

(6) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）

(7) 連絡先

２　前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

（傍聴に係る手続等）

第４条　三田市情報公開条例施行規則（平成１５年三田市規則第２０号）第１５条第２項に規定する傍聴に係る手続及び傍聴する者（以下「傍聴者」という。）が遵守すべき事項は、別に定める附属機関等の会議の傍聴要綱（平成２１年４月１日施行）に定めるところによる。

２　所管課は、可能な限り多くの傍聴席の確保に努めるものとする。

（会議資料の提供）

第５条　会議資料（条例第７条各号に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当するものを除く。）は、条例第３０条の趣旨を踏まえ、各附属機関等が決定する方法により、傍聴者に対し提供するものとする。

２　前項に規定する会議資料の提供の方法は、会議の冒頭において、傍聴者に対し説明するものとする。

（会議録の作成等）

第６条　附属機関等は、会議終了後、速やかに、会議録を作成しなければならない。この場合において、当該会議録には、原則として、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称
(2) 開催の日時及び場所
(3) 出席した附属機関等の委員の氏名
(4) 出席した庶務職員の職及び氏名
(5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
(6) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
(7) 議題
(8) 会議の内容（主な意見、結論等）
(9) 会議の公開・非公開の区分
(10) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
(11) 使用した資料の名称
(12) 連絡先
(13) その他附属機関等が必要と認める事項

２　前項に規定する会議録の作成に必要な事項は、当該附属機関等が会議に諮って決定するものとする。

３　所管課は、公開した会議に係る会議録及び当該附属機関等への提出資料（以下「会議録等」という。）を公表するものとする。

４　前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

（会議の概要の作成等）

第７条　附属機関等は、会議終了後、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の概要（以下「会議の概要」という。）を作成し、公表するものとする。この場合において、当該会議の概要に非公開情報が含まれる場合は、〇〇表示等の方法により作成するものとする。

(1) 会議の名称
(2) 開催の日時及び場所
(3) 出席した附属機関等の委員の氏名
(4) 出席した庶務職員の職及び氏名
(5) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
(6) 議題
(7) 会議の概要（結論）
(8) 会議の公開・非公開の区分

(9) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

(10) 連絡先

２　前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、附属機関等が会議に諮って定める。

付　則

この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２３年８月１９日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

別表（第２条、第３条、第６条、第７条関係）

<table>
<tr><td></td><td>設置情報</td><td>会議開催予定情報</td><td>会議録等</td><td>会議の概要</td></tr>
<tr><td>公表の方法</td><td colspan="4">ホームページへの掲載
所管課の窓口での閲覧</td></tr>
<tr><td>公表の期間</td><td>通年</td><td>会議開催の２週間前から翌年度末日まで</td><td colspan="2">公表した日から翌年度末日まで</td></tr>
</table>

参考資料1-3

附属機関等の会議の傍聴要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三田市情報公開条例施行規則（平成１５年三田市規則第２０号）第１５条第２項の規定に基づき、附属機関等（三田市情報公開条例（平成１５年三田市条例第２号）第３０条に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第２条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第３条　附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第４条　傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して附属機関等の長が定める。

２　附属機関等の会議を傍聴しようとする者が、前項に規定する定員を超えるときは、附属機関等の長は、先着順に附属機関等の会議の傍聴を許可するものとする。ただし、傍聴しようとする者が前項に規定する定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込み、抽選等の方法により行うことができる。

（傍聴することができない者）

第５条　次の各号に掲げる者は、附属機関等の会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険な物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前２号に掲げるもののほか、附属機関等の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第６条　傍聴人は、附属機関等の会議の傍聴に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 附属機関等の会議における言論に対し、発言、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 附属機関等の会議において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただ

し、特に附属機関等の長の許可を得た者は、この限りでない。

(3) 飲酒又は喫煙をしないこと。

(4) 静粛を守り、騒ぎ立てるなど附属機関等の会議を妨害しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等の会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（係員の指示）

第７条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場等）

第８条　附属機関等の長は、傍聴人がこの要綱に従わず、又は公正、円滑な附属機関等の会議の運営に支障が生じると認められるときは、当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

（報道関係者の取扱い）

第９条　本市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第３条、第４条及び第６条第２号の規定は適用しない。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の傍聴に関し必要な事項は、附属機関等の長が附属機関等の会議に諮って定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱の一部改正）

２　附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成１５年１０月１日施行）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「附属機関等の会議の傍聴要領（準則）に準じて、各附属機関等が定めるものとする。」を「附属機関等の会議の傍聴要綱（平成２１年４月１日施行）に定めるところによる。」に改める。

参考資料１－４

三田市立学校再編地域協議会設置要綱

（設置）

第１条　三田市立学校の再編について、再編対象校区内の地域（以下「対象地域」という。）としての意見をとりまとめるため、地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は、再編の対象となる学校（以下「再編対象校」という。）の組み合せにより、対象地域に設置するものとし、協議会の名称は、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

３　協議会の協議期間は、原則２年を限度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、協議期間を延長することができる。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 再編の是非に関する意見のとりまとめ

(2) 再編の時期に関する意見のとりまとめ

(3) 通学手段等、再編に関する課題のとりまとめ

(4) その他、再編に関する事項

（組織）

第３条　協議会は、対象地域ごとに、次項に定める人数の範囲内で組織する。

２　協議会の委員は、対象地域内において、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 小学校の保護者を代表する者　各小学校区から２名以内

(2) 中学校の保護者を代表する者　各中学校区から２名以内（ただし、再編対象校が中学校の場合に限る。）

(3) 区・自治会等地域を代表する者　各小学校区から２名以内

(4) 再編対象校の学校長　各１名

(5) その他教育委員会が特に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、協議が終了するまでの間とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長１名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　第１項の規定にかかわらず、協議会が会長及び副会長を置かないことを決定した場合は、会長及び副会長を置かないことができる。

５　前項の規定に基づき、会長及び副会長を置かない場合は、第８条に定める事務局が、その事務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集し、議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第８条　協議会の庶務は学校再編担当課において処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年１２月２１日から施行する。

２　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

３　この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

（招集の特例）

１　この要綱の施行後最初に招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

参考資料１－５

第１回三田市立長坂中学校再編地域協議会　会議録の例

日　　時	令和８年○月○日（○）　○○時○○分 ～ ○○時○○分
開催場所	○○○○○○センター○階　○○室
出席委員	○○　委員　○○　委員　○○　委員　○○　委員　○○　委員 ○○　委員　○○　委員
欠席委員	○○　委員　○○　委員
事務局出席者	学校教育部長：○○ ○○ 学校教育部次長：○○ ○○ 学校再編課長：○○ ○○、係長：○○ ○○ 学校教育課長：○○ ○○、係長：○○ ○○
議　　題	１．開　会 ２．委員紹介 ３．本会の運営等について ・これまでの経緯、現状 ・地域協議会の概要（目的、協議内容、委員の役割など） ・その他 ４．　会長、副会長の選任 ５．　次回予定 ６．　閉　会
傍 聴 人	○○名
結　　論	・ ・

	１．開　会 ２．委員紹介 ３．本会の運営等について（経過、現状説明等） *－資料に基づきこれまでの経過、現状等について事務局より説明－*
委員	○○○－－○○○。
事務局	○○○－－○○○。
	－－－－－－－－－－－
	６．　閉　会